半期報告書

（第122期中）

自　2026年４月１日
至　2026年９月30日

株式会社 東和銀行

群馬県前橋市本町二丁目12番６号

(E03640)

目　　次

表紙　　頁
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．主要な経営指標等の推移 …… 1
２．事業の内容 …… 2

第２　事業の状況 …… 3
１．事業等のリスク …… 3
２．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 3
３．重要な契約等 …… 9

第３　提出会社の状況 …… 10
１．株式等の状況 …… 10
(1)　株式の総数等 …… 10
(2)　新株予約権等の状況 …… 10
(3)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 12
(4)　発行済株式総数、資本金等の推移 …… 12
(5)　大株主の状況 …… 13
(6)　議決権の状況 …… 14
２．役員の状況 …… 14

第４　経理の状況 …… 15
１．中間連結財務諸表 …… 16
(1)　中間連結貸借対照表 …… 16
(2)　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 …… 17
中間連結損益計算書 …… 17
中間連結包括利益計算書 …… 18
(3)　中間連結株主資本等変動計算書 …… 19
(4)　中間連結キャッシュ・フロー計算書 …… 21
２．その他 …… 42
３．中間財務諸表 …… 43
(1)　中間貸借対照表 …… 43
(2)　中間損益計算書 …… 44
(3)　中間株主資本等変動計算書 …… 45
４．その他 …… 51

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 51

・中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【中間会計期間】	第122期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取執行役員　　北爪　功
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番６号
【電話番号】	０２７（２３４）１１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　　野口　洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番７号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	０３（３５４２）７１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長　　中山　隆裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 （東京都中央区銀座三丁目10番７号） 株式会社東和銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目494番地３号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度中間連結会計期間	2025年度中間連結会計期間	2026年度中間連結会計期間	2024年度	2025年度
		（自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	（自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	（自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）	（自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	（自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
連結経常収益	百万円	16,776	20,546	33,052	37,815	43,504
連結経常利益	百万円	2,066	3,016	2,390	6,389	△29,837
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,196	3,127	3,702	――	――
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	――	――	――	4,520	△24,499
連結中間包括利益	百万円	△1,866	3,663	△1,970	――	――
連結包括利益	百万円	――	――	――	△9,499	1,619
連結純資産額	百万円	98,971	92,556	87,348	91,171	90,535
連結総資産額	百万円	2,411,170	2,402,304	2,372,345	2,382,753	2,416,250
１株当たり純資産額	円	2,649.77	2,590.89	2,434.19	2,458.71	2,532.72
１株当たり中間純利益	円	32.29	87.19	104.25	――	――
１株当たり当期純利益	円	――	――	――	122.36	△687.18
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	28.01	86.19	103.19	――	――
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	――	――	――	113.01	－
自己資本比率	%	4.07	3.82	3.65	3.79	3.71
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.79	9.82	7.23	9.75	6.77
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	15,007	970	△37,753	△15,901	1,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△8,910	8,520	△50,091	6,159	114,878
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△17,792	△2,302	△1,241	△17,981	△2,304
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	183,105	174,264	191,950	167,076	281,037
従業員数〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,272〔428〕	1,270〔419〕	1,285〔410〕	1,232〔426〕	1,232〔413〕

（注）１．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－(中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２．連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

３．2025年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、１株当たり当期純損失が計上されているので記載しておりません。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第120期中	第121期中	第122期中	第120期	第121期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	14,738	18,573	31,082	33,902	39,634
経常利益	百万円	2,050	3,002	2,416	6,373	△29,892
中間純利益	百万円	1,179	3,116	3,718	――	――
当期純利益	百万円	――	――	――	4,502	△24,533
資本金	百万円	38,653	38,653	38,653	38,653	38,653
発行済株式総数 普通株式 第二種優先株式	千株	37,180 ―	37,180 ―	35,775 ―	37,180 ―	35,775 ―
純資産額	百万円	95,720	90,031	82,799	88,525	85,734
総資産額	百万円	2,401,139	2,392,047	2,360,223	2,372,938	2,403,798
預金残高	百万円	2,183,996	2,169,661	2,160,252	2,156,325	2,171,822
貸出金残高	百万円	1,594,721	1,628,053	1,666,139	1,609,244	1,649,022
有価証券残高	百万円	561,937	531,798	461,929	535,059	411,337
１株当たり配当額 普通株式 第二種優先株式	円	― ―	― ―	― ―	35 ―	35 ―
自己資本比率	%	3.97	3.75	3.50	3.71	3.55
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.75	9.77	7.13	9.71	6.68
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,243 〔426〕	1,243 〔417〕	1,264 〔407〕	1,203 〔424〕	1,207 〔411〕

（注）１．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２．単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

３．2024年５月14日付で第二種優先株式7,500,000株を取得し、同日そのすべてを消却したため、提出日現在発行済株式はありません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事項の発生及び重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日)におけるわが国の経済は、中東情勢による資源高や米中を中心とした海外経済の不透明感から内需・外需とも力強さを欠きましたが、賃上げ・インバウンド・ＡＩ関連投資を背景に緩やかな回復基調が続きました。

このような経済状況のもと、当行は、第一期中期経営計画「ＴＯＷＡ Ｆｕｔｕｒｅ Ｐｌａｎ Ⅰ～ともに豊かな未来を創造する～」（以下、中計）に基づき、地域のお客さまの持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値向上を目指してまいりました。中計では「ＴＯＷＡお客様応援活動」の更なる強化・深化を基本戦略とし、そのための土台となる具体的施策として「業務の選択と集中」と「人的資本向上に向けた取組み」などに取り組んでまいりました。

当中間連結会計期間の連結経営成績は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、国内政策金利の引上げや運用サイドのポートフォリオの積極的な入れ替えにより、貸出金利息や有価証券利息配当金など資金運用収益が増加しました。加えて、役務取引等収益や償却債権取立益、株式等売却益が増加したことなどから、前中間連結会計期間比125億５百万円増加の330億52百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加などにより資金調達費用が増加し、また、大口先の破綻に伴う信用コストやポートフォリオ入れ替えを目的とした国債等債券売却損が大幅に増加したことなどから、前中間連結会計期間比131億31百万円増加の306億62百万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、23億90百万円となり、店舗政策による保有不動産の売却益を計上したことなどから親会社株主に帰属する中間純利益は、37億２百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末（2026年９月30日）の連結財政状態は、以下のとおりとなりました。

預金は、安定した調達に努めたものの、金利上昇を受けた金利選好の高まりによる一部預け替えが影響したことから、前連結会計年度末（2026年３月31日）比107億円減少の２兆1,601億円となりました。

貸出金は、住宅ローンなどを中心に増加したことから、前連結会計年度末比171億円増加の１兆6,636億円となりました。

有価証券は、市場動向を注視しながら適切な運用ポートフォリオの入れ替えに努めた結果、前連結会計年度末比506億円増加の4,619億円となりました。

総資産は、前連結会計年度末比439億円減少の２兆3,723億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、借用金の減少などにより△377億53百万円となり、前年同期比387億23百万円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより△500億91百万円となり、前年同期比586億11百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより△12億41百万円となり、前年同期比10億60百万円増加しました。

これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前年同期末比176億85百万円増加の1,919億50百万円となりました。

（参考）

国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比17億19百万円増加し、143億95百万円となりました。部門別では、国内業務部門が143億44百万円、国際業務部門が51百万円となりました。

役務取引等収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比２億69百万円増加し、16億63百万円となりました。部門別では、国内業務部門が16億45百万円、国際業務部門が18百万円となりました。

その他業務収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比31億31百万円減少し、△31億51百万円となりました。部門別では、国内業務部門が△31億97百万円、国際業務部門が45百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	12,556	119	0	12,676
	当中間連結会計期間	14,344	51	0	14,395
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	14,561	135	14	14,683
	当中間連結会計期間	18,100	70	17	18,154
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,005	16	14	2,007
	当中間連結会計期間	3,756	18	16	3,758
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,371	22	0	1,393
	当中間連結会計期間	1,645	18	0	1,663
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,445	31	20	3,456
	当中間連結会計期間	3,793	29	18	3,804
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,073	8	19	2,062
	当中間連結会計期間	2,148	11	18	2,141
その他業務収支	前中間連結会計期間	△43	22	－	△20
	当中間連結会計期間	△3,197	45	－	△3,151
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	22	22	－	45
	当中間連結会計期間	28	45	－	74
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	65	－	－	65
	当中間連結会計期間	3,225	－	－	3,225

（注）１．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

２．連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

３．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間１百万円、当中間連結会計期間１百万円）を控除し表示しております。

４．資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（前中間連結会計期間８百万円、当中間連結会計期間13百万円）が含まれております。

（参考）

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益の合計（相殺消去後）は、前年同期比３億48百万円増加し、38億４百万円となりました。部門別では、国内業務部門が37億93百万円、国際業務部門が29百万円となりました。

役務取引等費用の合計（相殺消去後）は、前年同期比78百万円増加し、21億41百万円となりました。部門別では国内業務部門が21億48百万円、国際業務部門が11百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,445	31	20	3,456
	当中間連結会計期間	3,793	29	18	3,804
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,020	－	1	2,018
	当中間連結会計期間	2,326	－	1	2,325
うち為替業務	前中間連結会計期間	548	31	1	577
	当中間連結会計期間	544	29	1	571
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	368	－	－	368
	当中間連結会計期間	449	－	－	449
うち代理業務	前中間連結会計期間	123	－	－	123
	当中間連結会計期間	114	－	－	114
うち貸金庫・保護預り業務	前中間連結会計期間	13	－	－	13
	当中間連結会計期間	11	－	－	11
うち保証業務	前中間連結会計期間	28	－	16	11
	当中間連結会計期間	31	－	15	16
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,073	8	19	2,062
	当中間連結会計期間	2,148	11	18	2,141
うち為替業務	前中間連結会計期間	54	8	1	61
	当中間連結会計期間	54	11	1	64

（注）１．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

２．連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

（参考）

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	2,165,466	4,194	404	2,169,256
	当中間連結会計期間	2,156,999	3,253	88	2,160,164
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,352,054	－	404	1,351,650
	当中間連結会計期間	1,327,825	－	88	1,327,737
うち定期性預金	前中間連結会計期間	792,408	－	－	792,408
	当中間連結会計期間	812,228	－	－	812,228
うちその他	前中間連結会計期間	21,003	4,194	－	25,197
	当中間連結会計期間	16,945	3,253	－	20,198
譲渡性預金	前中間連結会計期間	－	－	－	－
	当中間連結会計期間	－	－	－	－
総合計	前中間連結会計期間	2,165,466	4,194	404	2,169,256
	当中間連結会計期間	2,156,999	3,253	88	2,160,164

（注）１．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

４．連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

（参考）

国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	1,625,457	100.00	1,663,670	100.00
製造業	176,568	10.86	173,315	10.42
農業，林業	4,129	0.25	4,388	0.26
漁業	5	0.00	3	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	228	0.01	227	0.01
建設業	94,343	5.80	93,372	5.61
電気・ガス・熱供給・水道業	26,759	1.65	25,120	1.51
情報通信業	14,468	0.89	15,592	0.94
運輸業，郵便業	58,589	3.60	57,653	3.47
卸売業，小売業	126,744	7.80	125,061	7.52
金融業，保険業	42,267	2.60	40,450	2.43
不動産業，物品賃貸業	289,733	17.83	306,768	18.44
各種サービス業	161,992	9.97	159,874	9.61
地方公共団体	252,843	15.56	248,501	14.94
その他	376,783	23.18	413,339	24.84
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
合計	1,625,457	――	1,663,670	――

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

（自己資本比率等の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率（２／３）	7.23
２．連結における自己資本の額	861
３．リスク・アセットの額	11,906
４．連結総所要自己資本額	476

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．自己資本比率（２／３）	7.13
２．単体における自己資本の額	842
３．リスク・アセットの額	11,803
４．単体総所要自己資本額	472

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価（中間貸借対照表計上額）で区分されております。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	45
危険債権	321	330
要管理債権	22	21
正常債権	16,023	16,387

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月11日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,775,873	35,775,873	東京証券取引所（プライム市場）	単元株式数100株
計	35,775,873	35,775,873	―――	―――

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

2026年６月25日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第17回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	2026年６月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：３名 執行役員：10名
新株予約権の数	4,286個（注）１，２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式42,860株（注）１，３
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円（注）１
新株予約権の行使期間	2026年８月８日～2051年８月７日（注）１
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　1,226円 資本組入額　613円（注）１
新株予約権の行使の条件	（注）１，４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）１
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）１，５

（注）１．新株予約権証券の発行時（2026年８月７日）における内容を記載しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数 10株

３．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式の分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数×株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4．新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（2）当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注）５に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

（3）新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

（4）新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（１か月未満は１か月とする）を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、１個未満の端数は切捨てとする。

（5）以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。

①新株予約権者が、法令（会社法第331条第１項第３号または第４号を含むが、これに限られない。）または当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合

②新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合

③新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

（6）新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

（7）その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

5．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）３に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）５（６）①記載の資本金等増加限度額から上記（注）５（６）①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）新株予約権の行使の条件

前記（注）４に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由

①再編対象会社は、以下のＡ.からＥ.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

Ａ．再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

Ｂ．再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

Ｃ．再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

Ｄ．再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

Ｅ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	－	普通株式 35,775	－	38,653	－	17,500

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	4,075	11.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	2,295	6.44
ＭＵＲＡＫＡＭＩ　ＴＡＫＡＴＥＲＵ （常任代理人　三田証券株式会社）	５５　ＰＡＴＥＲＳＯＮ　ＲＤ　＃０２-０２ ＰＡＴＥＲＳＯＮ　ＳＵＩＴＥＳ ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　２３８５５０ （東京都中央区日本橋兜町３番11号）	1,166	3.27
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番６号	902	2.53
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ（ＦＥ－ＡＣ） （常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行決済事業部）	ＰＥＴＥＲＢＯＲＯＵＧＨ　ＣＯＵＲＴ　１３３　ＦＬＥＥＴ　ＳＴＲＥＥＴ　ＬＯＮＤＯＮ　ＥＣ４Ａ　２ＢＢ　ＵＮＩＴＥＤ　ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都千代田区丸の内一丁目４番５号）	635	1.78
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５７８１ （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	２５　ＢＡＮＫ　ＳＴＲＥＥＴ，ＣＡＮＡＲＹ　ＷＨＡＲＦ，ＬＯＮＤＯＮ，Ｅ１４　５ＪＰ，ＵＮＩＴＥＤ　ＫＩＮＧＤＯＭ （東京都港区港南二丁目15番１号品川インターシティＡ棟）	474	1.33
社会福祉法人広聖会	茨城県筑西市大塚595番８号	431	1.21
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　５０５２２３ （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	Ｐ.Ｏ.　ＢＯＸ　３５１　ＢＯＳＴＯＮ　ＭＡＳＳＡＣＨＵＳＥＴＴＳ　０２１０１　Ｕ.Ｓ.Ａ （東京都港区港南二丁目15番１号品川インターシティＡ棟）	417	1.17
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地ＯＴＡスクエアビル７階	411	1.15
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	394	1.10
計	―――――	11,204	31.47

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の信託業務の株式数については、当行として把握しておりません。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	――	――
議決権制限株式（自己株式等）	－	――	――
議決権制限株式（その他）	－	－	――
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 180,900	――	――
完全議決権株式（その他）（注）	普通株式 35,449,800	354,498	――
単元未満株式	普通株式 145,173	――	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	35,775,873	――	――
総株主の議決権	――	354,498	――

（注）上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が４百株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が４個含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目12番６号	180,900	－	180,900	0.50
計	――	180,900	－	180,900	0.50

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

２．当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３．当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

１【中間連結財務諸表】

（１）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
現金預け金	※4 281,491	※4 192,321
コールローン及び買入手形	607	377
金銭の信託	1,000	1,001
有価証券	※1,※2,※4,※8 411,313	※1,※2,※4,※8 461,920
貸出金	※2,※3,※5 1,646,482	※2,※3,※5 1,663,670
外国為替	※2,※3 1,032	※2,※3 1,017
その他資産	※2,※4 37,763	※2,※4 15,766
有形固定資産	※6,※7 23,770	※6,※7 23,669
無形固定資産	2,796	2,428
退職給付に係る資産	8,511	8,812
繰延税金資産	6,268	7,734
支払承諾見返	※2 2,873	※2 2,814
貸倒引当金	△7,661	△9,189
資産の部合計	2,416,250	2,372,345
負債の部		
預金	※4 2,170,932	※4 2,160,164
借用金	※4 140,300	※4 108,800
外国為替	137	149
その他負債	※4 8,216	※4 9,879
賞与引当金	485	495
退職給付に係る負債	50	43
役員退職慰労引当金	2	0
睡眠預金払戻損失引当金	68	52
偶発損失引当金	692	673
繰延税金負債	11	15
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,945	※6 1,907
支払承諾	2,873	2,814
負債の部合計	2,325,715	2,284,997
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	17,502	17,502
利益剰余金	32,642	35,181
自己株式	△228	△122
株主資本合計	88,570	91,215
その他有価証券評価差額金	△4,353	△9,786
土地再評価差額金	※6 1,895	※6 1,811
退職給付に係る調整累計額	3,638	3,404
その他の包括利益累計額合計	1,180	△4,570
新株予約権	248	174
非支配株主持分	535	528
純資産の部合計	90,535	87,348
負債及び純資産の部合計	2,416,250	2,372,345

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	20,546	33,052
資金運用収益	14,683	18,154
（うち貸出金利息）	11,603	14,153
（うち有価証券利息配当金）	2,725	3,163
役務取引等収益	3,456	3,804
その他業務収益	45	74
その他経常収益	※1 2,362	※1 11,020
経常費用	17,530	30,662
資金調達費用	2,008	3,760
（うち預金利息）	1,912	3,539
役務取引等費用	2,062	2,141
その他業務費用	※2 65	※2 3,225
営業経費	※3 10,842	※3 11,258
その他経常費用	※4 2,551	※4 10,276
経常利益	3,016	2,390
特別利益	1,691	895
固定資産処分益	1,691	895
特別損失	289	26
固定資産処分損	3	26
減損損失	※5 285	※5 －
税金等調整前中間純利益	4,418	3,259
法人税、住民税及び事業税	1,240	1,061
法人税等調整額	48	△1,493
法人税等合計	1,288	△432
中間純利益	3,130	3,691
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	2	△11
親会社株主に帰属する中間純利益	3,127	3,702

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	3,130	3,691
その他の包括利益	533	△5,662
その他有価証券評価差額金	654	△5,428
退職給付に係る調整額	△120	△234
中間包括利益	3,663	△1,970
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	3,659	△1,964
非支配株主に係る中間包括利益	4	△6

（３）【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,500	59,241	△284	115,111
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,286		△1,286
親会社株主に帰属する中間純利益			3,127		3,127
自己株式の処分		△0		57	57
自己株式の取得				△1,000	△1,000
土地再評価差額金の取崩			187		187
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	2	2,027	△942	1,087
当中間期末残高	38,653	17,502	61,269	△1,226	116,198

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△28,336	2,082	1,525	△24,727	256	531	91,171
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,286
親会社株主に帰属する中間純利益							3,127
自己株式の処分							57
自己株式の取得							△1,000
土地再評価差額金の取崩							187
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							2
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	653	△187	△120	345	△33	△14	297
当中間期変動額合計	653	△187	△120	345	△33	△14	1,384
当中間期末残高	△27,682	1,895	1,404	△24,382	223	517	92,556

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,502	32,642	△228	88,570
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,240		△1,240
親会社株主に帰属する中間純利益			3,702		3,702
自己株式の処分		△7		107	99
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			83		83
利益剰余金から資本剰余金への振替		7	△7		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	2,538	105	2,644
当中間期末残高	38,653	17,502	35,181	△122	91,215

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△4,353	1,895	3,638	1,180	248	535	90,535
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,240
親会社株主に帰属する中間純利益							3,702
自己株式の処分							99
自己株式の取得							△1
土地再評価差額金の取崩							83
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,432	△83	△234	△5,751	△73	△7	△5,831
当中間期変動額合計	△5,432	△83	△234	△5,751	△73	△7	△3,187
当中間期末残高	△9,786	1,811	3,404	△4,570	174	528	87,348

（４）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,418	3,259
減価償却費	1,103	1,138
減損損失	285	－
貸倒引当金の増減（△）	292	1,527
賞与引当金の増減額（△は減少）	6	9
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△469	△641
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	2	△6
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	0	△1
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△28	△16
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	3	△18
資金運用収益	△14,683	△18,154
資金調達費用	2,008	3,760
有価証券関係損益（△）	20	△5,209
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1	△1
為替差損益（△は益）	48	79
固定資産処分損益（△は益）	△1,688	△869
貸出金の純増（△）減	△18,757	△17,187
預金の純増減（△）	13,682	△10,767
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	3,300	△31,500
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△517	82
コールローン等の純増（△）減	495	229
外国為替（資産）の純増（△）減	△592	15
外国為替（負債）の純増減（△）	126	11
資金運用による収入	14,648	17,149
資金調達による支出	△1,476	△3,109
その他	△636	22,022
小計	1,590	△38,197
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△620	443
営業活動によるキャッシュ・フロー	970	△37,753
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△32,121	△186,502
有価証券の売却による収入	1,286	47,643
有価証券の償還による収入	35,969	88,590
有形固定資産の取得による支出	△656	△790
無形固定資産の取得による支出	△200	△220
有形固定資産の売却による収入	2,249	1,199
資産除去債務の履行による支出	△1	△11
金銭の信託の減少による収入	1,994	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,520	△50,091
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,286	△1,240
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△15	－
自己株式の取得による支出	△1,000	△1
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,302	△1,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,187	△89,086
現金及び現金同等物の期首残高	167,076	281,037
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 174,264	※1 191,950

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社　2社

会社名

東和銀リース株式会社

東和カード株式会社

（２）非連結子会社

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和ＳＢＩお客様応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

（２）持分法適用の関連会社

該当ありません。

（３）持分法非適用の非連結子会社

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和ＳＢＩお客様応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（４）持分法非適用の関連会社

該当ありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　２社

４．会計方針に関する事項

（１）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（３）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

（４）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　３年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（５）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者、又は与信額が一定額未満であるが債権放棄等の予定があり、貸倒実績率を基礎とする引当では損失見込額を適切に反映できないと判断される債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,778百万円（前連結会計年度末は7,150百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4.　(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載した内容から重要な変更はありません。

（６）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

（７）役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

（８）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(９)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11)重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。またカード年会費収入等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(13)重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第９号　2025年３月11日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
株式	－百万円	－百万円
出資金	141百万円	143百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,147百万円	4,575百万円
危険債権額	31,835百万円	33,050百万円
要管理債権額	2,743百万円	2,172百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	2,743百万円	2,172百万円
小計額	39,727百万円	39,798百万円
正常債権額	1,619,753百万円	1,636,264百万円
合計額	1,659,480百万円	1,676,063百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,706百万円	957百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
現金預け金	14百万円	14百万円
有価証券	142,304百万円	113,062百万円
その他資産	7百万円	7百万円
計	142,326百万円	113,084百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,764百万円	10,288百万円
借用金	134,200百万円	103,300百万円
その他負債	568百万円	777百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	28,665百万円	70,275百万円
その他資産	22,700百万円	－百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
保証金	515百万円	510百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	190,403百万円	186,849百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	166,941百万円	162,976百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
7,087百万円	6,926百万円

※７．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
減価償却累計額	24,414百万円	24,206百万円

※８．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
9,004百万円	8,323百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	95百万円	8,484百万円
償却債権取立益	550百万円	813百万円

※２．その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
国債等債券売却損	65百万円	3,225百万円

※３．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料・手当	5,739百万円	5,955百万円
退職給付費用	△92百万円	△234百万円
減価償却費	1,103百万円	1,138百万円

※４．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸出金償却	312百万円	6,199百万円
貸倒引当金繰入額	571百万円	2,375百万円

※５．以下の資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

群馬県内

主な用途　　営業店舗１店舗
種類　　土地建物等
減損損失額　　185百万円

群馬県外

主な用途　　営業店舗４店舗
種類　　土地建物等
減損損失額　　100百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

地価の下落及び使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額285百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

該当事項はありません。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	37,180	－	－	37,180	
合　計	37,180	－	－	37,180	
自己株式					
普通株式	419	1,405	82	1,742	(注)
合　計	419	1,405	82	1,742	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、2025年５月８日開催の取締役会決議に基づく取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	——					223	
合　　計		——					223	

３．配当に関する事項

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月26日定時株主総会	普通株式	1,286	35	2025年３月31日	2025年６月27日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	35,775	－	－	35,775	
合　計	35,775	－	－	35,775	
自己株式					
普通株式	339	1	159	180	(注)
合　計	339	1	159	180	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	――					174	
合　　計		――					174	

３．配当に関する事項

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	1,240	35	2026年３月31日	2026年６月26日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	175,412百万円	192,321百万円
定期預け金	△79百万円	△99百万円
その他	△1,068百万円	△271百万円
現金及び現金同等物	174,264百万円	191,950百万円

（リース取引関係）

（借主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年内	54	54
１年超	68	41
合　計	123	95

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）有価証券	402,455	395,398	△7,057
満期保有目的の債券	48,259	41,202	△7,057
その他有価証券	354,196	354,196	－
（２）貸出金	1,646,482		
貸倒引当金（＊）	△7,576		
	1,638,906	1,594,869	△44,036
資産計	2,041,361	1,990,268	△51,093
（１）預金	2,170,932	2,170,636	△295
（２）借用金	140,300	139,725	△574
負債計	2,311,232	2,310,361	△870

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）有価証券	452,681	443,975	△8,706
満期保有目的の債券	46,799	38,093	△8,706
その他有価証券	405,882	405,882	－
（２）貸出金	1,663,670		
貸倒引当金（＊）	△9,052		
	1,654,617	1,598,948	△55,669
資産計	2,107,299	2,042,923	△64,375
（１）預金	2,160,164	2,159,924	△240
（２）借用金	108,800	108,284	△515
負債計	2,268,964	2,268,208	△756

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
非上場株式（＊１）	973	973
組合出資金（＊２）	7,885	8,265

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19 号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31 号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	83,188	36,810	－	119,999
社債	－	71,552	11,856	83,409
株式	12,901	4,772	－	17,673
その他	－	133,114	－	133,114
資産計	96,089	246,250	11,856	354,196

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	179,596	20,130	－	199,726
社債	－	65,988	10,731	76,720
株式	4,294	2,170	－	6,464
その他	－	122,971	－	122,971
資産計	183,890	211,259	10,731	405,882

（２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,805	23,932	－	25,737
社債	－	14,908	－	14,908
その他	－	556	－	556
貸出金	－	－	1,594,869	1,594,869
資産計	1,805	39,397	1,594,869	1,636,071
預金	－	2,170,636	－	2,170,636
借用金	－	139,725	－	139,725
負債計	－	2,310,361	－	2,310,361

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,742	22,190	－	23,932
社債	－	13,628	－	13,628
その他	－	532	－	532
貸出金	－	－	1,598,948	1,598,948
資産計	1,742	36,350	1,598,948	1,637,041
預金	－	2,159,924	－	2,159,924
借用金	－	108,284	－	108,284
負債計	－	2,268,208	－	2,268,208

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	現在価値技法	信用スプレッド	0.4%－1.2%	0.6%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	現在価値技法	信用スプレッド	△0.0%－0.7%	0.5%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（＊）					
有価証券								
その他有価証券								
社債（私募債）	15,079	－	21	△3,245	－	－	11,856	－

（＊）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（＊）					
有価証券								
その他有価証券								
社債（私募債）	11,856	－	2	△1,126	－	－	10,731	－

（＊）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（３）時価の評価プロセスの説明

当行グループは資金運用部門のバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、スワップ金利等の基準金利に対する調整率であり、発行体の信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対して要求されるリスク・プレミアムであります。一般に、信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	443	556	113
	小計	443	556	113
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,958	1,805	△152
	地方債	26,803	23,932	△2,871
	社債	19,054	14,908	△4,146
	その他	－	－	－
	小計	47,816	40,645	△7,170
合計		48,259	41,202	△7,057

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	447	532	85
	小計	447	532	85
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,960	1,742	△218
	地方債	25,915	22,190	△3,725
	社債	18,475	13,628	△4,847
	その他	－	－	－
	小計	46,351	37,560	△8,791
合計		46,799	38,093	△8,706

２．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,641	7,995	9,645
	債券	3,402	3,390	11
	国債	－	－	－
	地方債	1,704	1,695	8
	社債	1,697	1,695	2
	その他	23,348	22,438	910
	小計	44,392	33,824	10,567
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	31	36	△5
	債券	200,006	206,397	△6,391
	国債	83,188	84,903	△1,714
	地方債	35,105	38,086	△2,980
	社債	81,711	83,407	△1,696
	その他	109,766	118,163	△8,397
	小計	309,804	324,598	△14,794
合計		354,196	358,423	△4,226

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,436	3,021	3,414
	債券	36	36	0
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	36	36	0
	その他	21,629	20,931	697
	小計	28,102	23,989	4,112
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28	31	△3
	債券	276,410	281,108	△4,698
	国債	179,596	181,258	△1,662
	地方債	20,130	21,475	△1,345
	社債	76,683	78,373	△1,689
	その他	101,341	110,225	△8,883
	小計	377,780	391,365	△13,585
合計		405,882	415,355	△9,473

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
評価差額	△3,995	△9,323
その他有価証券	△3,995	△9,323
その他の金銭の信託	－	－
（△）繰延税金負債	337	438
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△4,332	△9,761
（△）非支配株主持分相当額	20	24
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－	－
その他有価証券評価差額金	△4,353	△9,786

（注）前連結会計年度において、市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）231百万円が含まれております。

当中間連結会計期間において、市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）150百万円が含まれております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業経費	24百万円	25百万円

２．ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役４名、当行執行役員９名
株式の種類別のストック・オプションの付与数　（注）１	当行普通株式　76,860株
付与日	2025年８月８日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自2025年８月９日　至2050年８月８日
権利行使価格　（注）２	１円
付与日における公正な評価単価　（注）２	654.8円

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．１株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

	2026年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役３名、当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数　（注）１	当行普通株式　42,860株
付与日	2026年８月７日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自2026年８月８日　至2051年８月７日
権利行使価格　（注）２	１円
付与日における公正な評価単価　（注）２	1,225.8円

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．１株当たりに換算して記載しております。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
期首残高	276百万円	256百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円	△7百万円
その他増減額（△は減少）	△19百万円	－百万円
期末残高	256百万円	250百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役務取引等収益	3,340	3,636
その他経常収益	41	39
顧客との契約から生じる経常収益	3,381	3,675
上記以外の経常収益	17,165	29,377
外部顧客に対する経常収益	20,546	33,052

（注）当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	12,830	2,841	4,875	20,546

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,939	11,693	5,420	33,052

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１株当たり純資産額	2,532円72銭	2,434円19銭

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部の合計額	百万円	90,535	87,348
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	784	703
新株予約権	百万円	248	174
非支配株主持分	百万円	535	528
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	百万円	89,751	86,644
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	千株	35,436	35,594

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
（１）１株当たり中間純利益	円	87.19	104.25
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,127	3,702
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,127	3,702
普通株式の期中平均株式数	千株	35,865	35,517
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	86.19	103.19
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	－	－
普通株式増加数	千株	414	364
新株予約権	千株	414	364

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

３【中間財務諸表】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
現金預け金	※4 281,420	※4 192,229
コールローン	607	377
金銭の信託	1,000	1,001
有価証券	※1,※2,※4,※6 411,337	※1,※2,※4,※6 461,929
貸出金	※2,※3,※5 1,649,022	※2,※3,※5 1,666,139
外国為替	※2,※3 1,032	※2,※3 1,017
その他資産	※2 26,447	※2 4,591
その他の資産	※4 26,447	※4 4,591
有形固定資産	23,669	23,565
無形固定資産	2,782	2,417
前払年金費用	3,211	3,853
繰延税金資産	7,928	9,287
支払承諾見返	※2 2,873	※2 2,814
貸倒引当金	△7,534	△9,001
資産の部合計	2,403,798	2,360,223
負債の部		
預金	※4 2,171,822	※4 2,160,252
借用金	※4 134,200	※4 103,300
外国為替	137	149
その他負債	5,846	7,786
未払法人税等	161	1,176
リース債務	19	13
資産除去債務	256	250
その他の負債	※4 5,409	※4 6,346
賞与引当金	477	486
睡眠預金払戻損失引当金	68	52
偶発損失引当金	692	673
再評価に係る繰延税金負債	1,945	1,907
支払承諾	2,873	2,814
負債の部合計	2,318,064	2,277,423
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	17,500	17,500
資本準備金	17,500	17,500
利益剰余金	32,018	34,572
利益準備金	4,196	4,444
その他利益剰余金	27,822	30,128
繰越利益剰余金	27,822	30,128
自己株式	△228	△122
株主資本合計	87,943	90,603
その他有価証券評価差額金	△4,353	△9,790
土地再評価差額金	1,895	1,811
評価・換算差額等合計	△2,458	△7,979
新株予約権	248	174
純資産の部合計	85,734	82,799
負債及び純資産の部合計	2,403,798	2,360,223

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	18,573	31,082
資金運用収益	14,682	18,151
（うち貸出金利息）	11,603	14,151
（うち有価証券利息配当金）	2,724	3,161
役務取引等収益	3,117	3,492
その他業務収益	45	74
その他経常収益	※1 728	※1 9,365
経常費用	15,571	28,666
資金調達費用	1,971	3,704
（うち預金利息）	1,912	3,539
役務取引等費用	1,858	1,968
その他業務費用	65	3,225
営業経費	※2 10,547	※2 10,986
その他経常費用	※3 1,128	※3 8,781
経常利益	3,002	2,416
特別利益	1,691	895
固定資産処分益	1,691	895
特別損失	289	26
税引前中間純利益	4,405	3,285
法人税、住民税及び事業税	1,239	1,060
法人税等調整額	48	△1,493
法人税等合計	1,288	△432
中間純利益	3,116	3,718

（３）【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,653	17,500	－	17,500	3,938	54,712	58,650	△284	114,520
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,286	△1,286		△1,286
利益準備金の積立					257	△257	－		－
中間純利益						3,116	3,116		3,116
自己株式の処分			△0	△0				57	57
自己株式の取得								△1,000	△1,000
土地再評価差額金の取崩						187	187		187
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△0	△0		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	257	1,760	2,017	△942	1,074
当中間期末残高	38,653	17,500	－	17,500	4,196	56,472	60,668	△1,226	115,594

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△28,334	2,082	△26,251	256	88,525
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,286
利益準備金の積立					－
中間純利益					3,116
自己株式の処分					57
自己株式の取得					△1,000
土地再評価差額金の取崩					187
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	652	△187	464	△33	431
当中間期変動額合計	652	△187	464	△33	1,506
当中間期末残高	△27,682	1,895	△25,787	223	90,031

当中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,653	17,500	－	17,500	4,196	27,822	32,018	△228	87,943
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,240	△1,240		△1,240
利益準備金の積立					248	△248	－		－
中間純利益						3,718	3,718		3,718
自己株式の処分			△7	△7				107	99
自己株式の取得								△1	△1
土地再評価差額金の取崩						83	83		83
利益剰余金から資本剰余金への振替			7	7		△7	△7		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	248	2,306	2,554	105	2,659
当中間期末残高	38,653	17,500	－	17,500	4,444	30,128	34,572	△122	90,603

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,353	1,895	△2,458	248	85,734
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,240
利益準備金の積立					－
中間純利益					3,718
自己株式の処分					99
自己株式の取得					△1
土地再評価差額金の取崩					83
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,437	△83	△5,520	△73	△5,594
当中間期変動額合計	△5,437	△83	△5,520	△73	△2,934
当中間期末残高	△9,790	1,811	△7,979	174	82,799

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　３年～20年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者、又は与信額が一定額未満であるが債権放棄等の予定があり、貸倒実績率を基礎とする引当では損失見込額を適切に反映できないと判断される債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,702百万円（前事業年度末は7,066百万円）であります。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「注記事項（重要な会計方針）」の「8. (1) 貸倒引当金」に記載した内容から重要な変更はありません。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（５）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

６．収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

７．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

８．ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第９号　2025年３月11日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

９．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（２）消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（中間貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	94百万円	94百万円
出資金	140百万円	142百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,124百万円	4,540百万円
危険債権額	31,834百万円	33,050百万円
要管理債権額	2,743百万円	2,172百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	2,743百万円	2,172百万円
小計額	39,703百万円	39,763百万円
正常債権額	1,622,315百万円	1,638,768百万円
合計額	1,662,019百万円	1,678,531百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
1,706百万円	957百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
現金預け金	14百万円	14百万円
有価証券	142,304百万円	113,062百万円
その他の資産	7百万円	7百万円
計	142,326百万円	113,084百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,764百万円	10,288百万円
借用金	134,200百万円	103,300百万円
その他の負債	568百万円	777百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	28,665百万円	70,275百万円
その他の資産	22,700百万円	－百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
保証金	494百万円	489百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	198,104百万円	195,413百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	175,534百万円	172,429百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
9,004百万円	8,323百万円

（中間損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	95百万円	8,484百万円
償却債権取立益	543百万円	805百万円

※２．減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	502百万円	536百万円
無形固定資産	581百万円	585百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸出金償却	311百万円	6,199百万円
貸倒引当金繰入額	568百万円	2,310百万円
偶発損失引当金繰入額	164百万円	148百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式94百万円、関連会社株式－百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式94百万円、関連会社株式－百万円）は、市場価格のない株式であることから、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月10日

株式会社東和銀行

取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻　竜太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表

示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月10日

株式会社東和銀行

取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻　竜太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第122期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。